

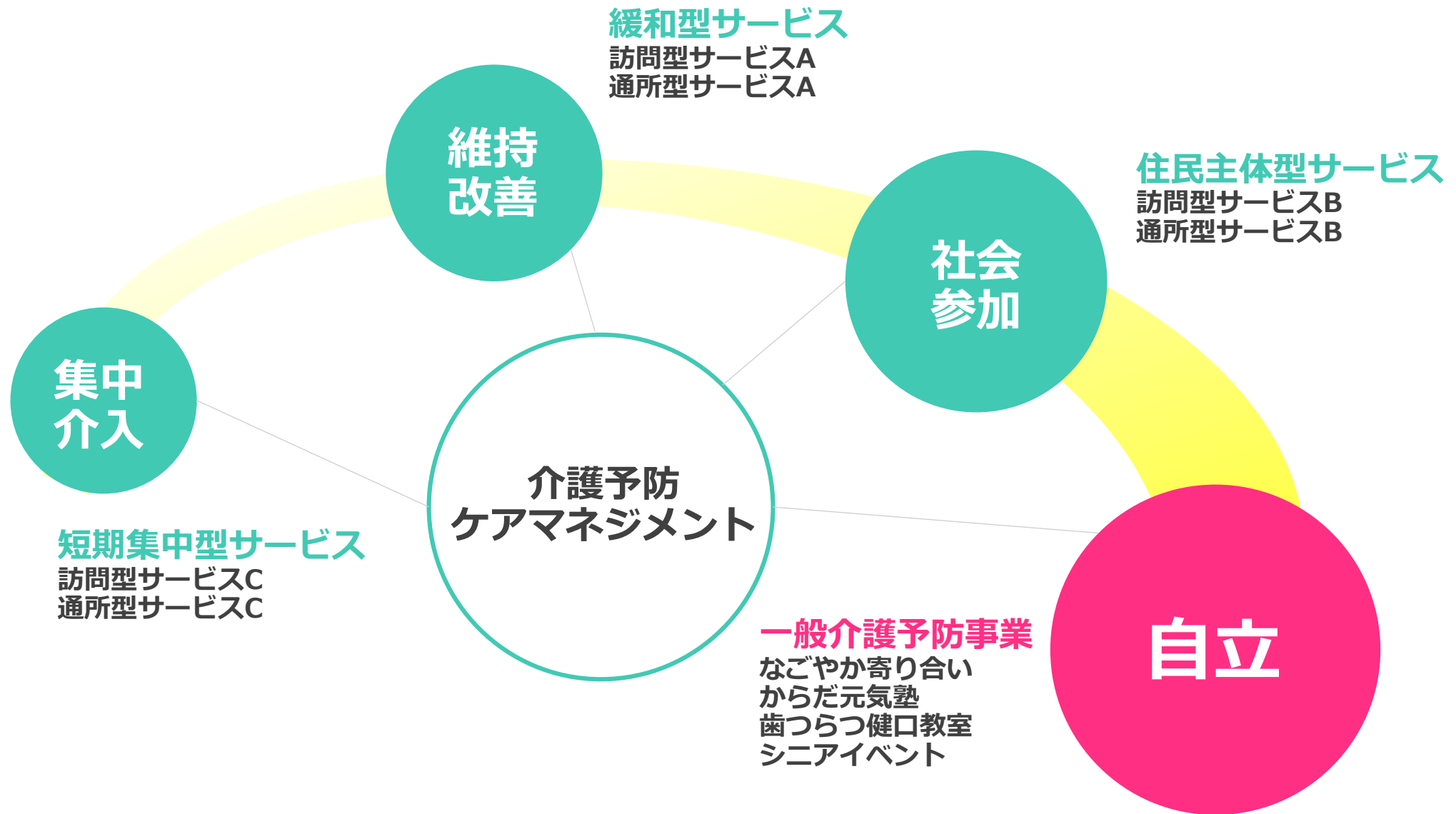
総合事業 緩和型移行に向けた流れ

令和3年1月時点
松江市介護保険課 介護企画係

目次

総合事業の目指す姿	01	通所型サービスの改正内容	06
総合事業の課題と見直しの方針	02	独自加算の算定要件	07
ケアマネジメントの線引き①	03	従前型と緩和型の報酬の差	08
ケアマネジメントの線引き②	04	緩和型移行までのスケジュール	09
訪問型サービスの改正内容	05	緩和型の指定申請について	10

総合事業が目指す姿



本人の状態に応じた多様なサービスの提供

総合事業の課題と見直しの方針

課題

平成29年4月から介護予防・日常支援総合事業が始まりましたが、利用状況は従前型のサービスに偏っており、多様なサービスの利用へ繋がっていません。



目指す姿

介護予防・重度化防止の取り組みを一層推進するため、原則、緩和型サービスの利用となるよう制度を見直し、結果として将来的な給付費抑制に繋がります。

見直しの主な内容

- ① 緩和型サービスを身体機能の維持・向上が促進されるサービスとして強化
- ② 事業対象者・要支援者は原則、緩和型サービスを利用
- ③ 緩和型サービス事業所の人員基準・設備基準を緩和
- ④ 早期の緩和型移行に対し、1年間の独自の優遇加算を設定
- ⑤ 自立支援の成果に対し、独自の評価加算を設定

ケアマネジメントの線引き①

- ✓ **自立に近い状態像の利用者は、原則緩和型サービスの利用**とするようにケアマネジメント上で線引きをします。
(障害高齢者の日常生活自立度と認知症高齢者の日常生活自立度の両方がピンク色の領域に該当する場合、緩和型サービスの対象。)
- ✓ 自立度の低い人は、これまで通り**従前型サービス**を利用できます。

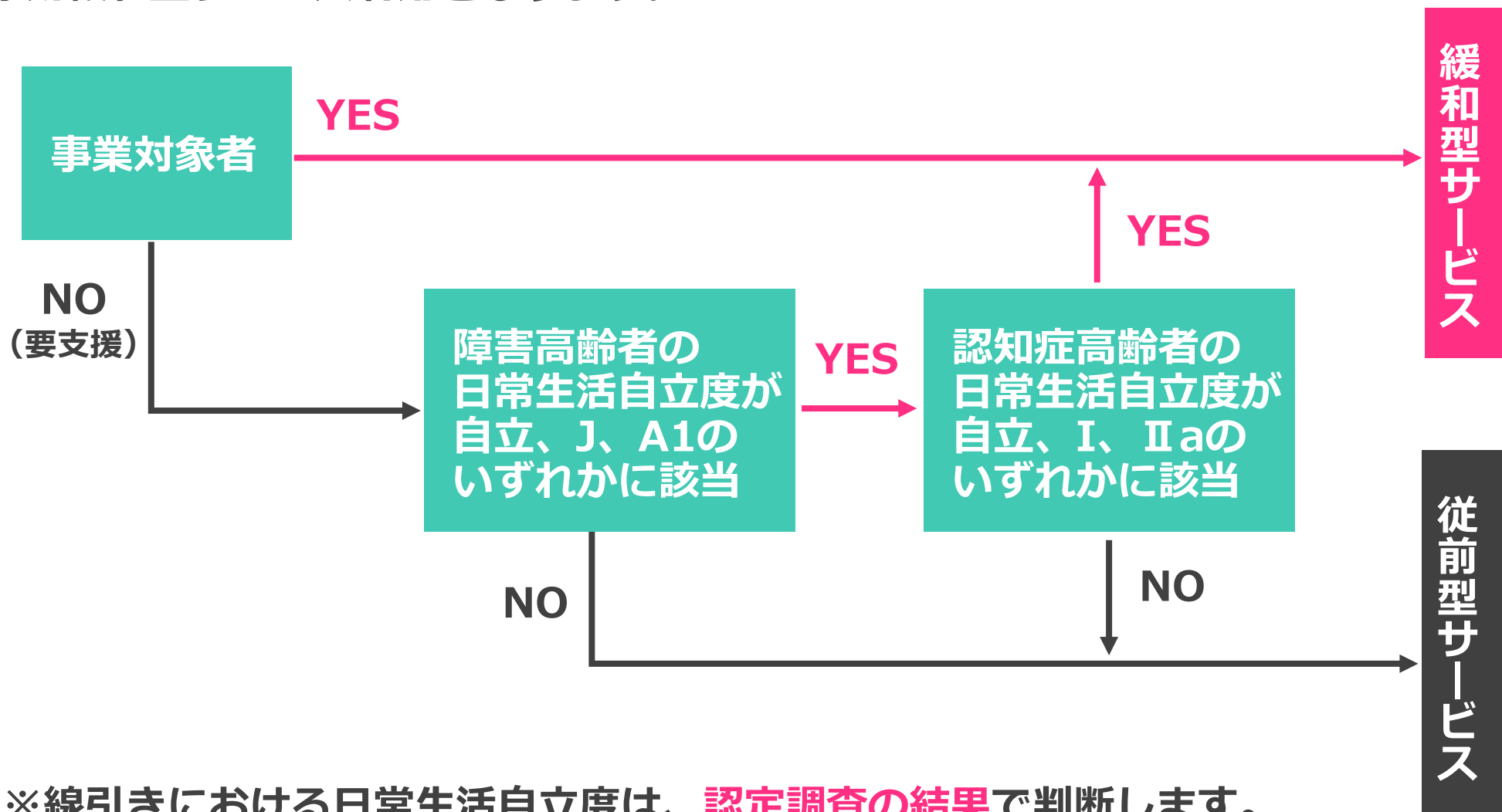
全体に占める割合**78%**

障害高齢者の 日常生活自立度	自立	J1	J2	A1	A2	B～
認知症高齢者の 日常生活自立度	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲ～	M

全体に占める割合**99%**

ケアマネジメントの線引き②

基本チェックリストにより事業対象者となった方も
原則緩和型サービス利用となります。



※線引きにおける日常生活自立度は、**認定調査の結果**で判断します。

※**要支援者の8割弱 + 事業対象者**が緩和型サービスの対象となる見込みです。

訪問型サービス改正内容

現状

- ✓ 加算は、初回加算、処遇改善加算、特定処遇改善加算のみ
- ✓ 緩和型サービスの人員は介護給付、従前型と区分する
- ✓ 本体報酬単価1,033単位



見直し後

- ✓ 従前型と同等の加算、市独自加算を追加
- ✓ 緩和型サービスの人員は介護給付、従前型と兼務可能（従事者養成研修修了者は除く）
- ✓ 本体報酬単価**1,057単位**

通所型サービス改正内容

現状

- ✓機能訓練を中心に食事・入浴・排せつ等の支援を提供（半日単位）
- ✓加算は処遇改善加算、特定処遇改善加算のみ
- ✓緩和型サービスの人員は介護給付、従前型と区分する
- ✓看護師を1以上配置しなければならない
- ✓定員は介護給付、従前型と区分する
- ✓本体報酬単価1,331単位

見直し後

- ✓機能訓練の支援を提供（半日単位又は1日単位）
- ✓従前型と同等の加算（事業所評価加算除く）、市独自加算を追加
- ✓緩和型サービスの人員は介護給付、従前型と兼務可能
- ✓看護師は入浴を提供しない場合、配置不要
- ✓定員は介護給付、従前型と区分しない
- ✓本体報酬単価1,561単位

緩和型サービス独自加算の算定要件について

自立支援体制強化加算

新制度開始と同時にスタートし、自立支援評価加算開始時に廃止。
令和3年4月1日までに緩和型サービス事業所の指定を受けた場合に、
利用者全員にそれぞれ130単位/月を加算します。
※現時点で既に指定を受けている事業所も対象となります。

自立支援評価加算

自立支援体制強化加算終了後、継続的に実施。
12か月間に、6か月以上サービスを利用した利用者について、
次の①～③のいずれかの要件を満たした場合、利用者全員に
それぞれ130単位/月を1年間加算します。

算定要件

更新・変更申請を行った利用者が

- ①3人以上の場合 介護度が維持・改善された人数の割合が60%以上
- ②2人以下の場合 介護度が維持・改善された人数が1人以上
- ③1人でも介護度が非該当・事業対象外になった場合

従前型と緩和型の報酬の差（見直し後）

（週1回利用の場合の1人あたりの月額単価で比較）

訪問

従前型

報酬単価 11,720円

緩和型

報酬単価 10,330円

▼ 見直し

新緩和型

報酬単価 10,570円

独自加算
1,300円

従前型より
1%増

計11,870円

通所

従前型

報酬単価 16,550円

緩和型

報酬単価 13,310円

▼ 見直し

新緩和型

報酬単価 15,610円

独自加算
1,300円

従前型より
2%増

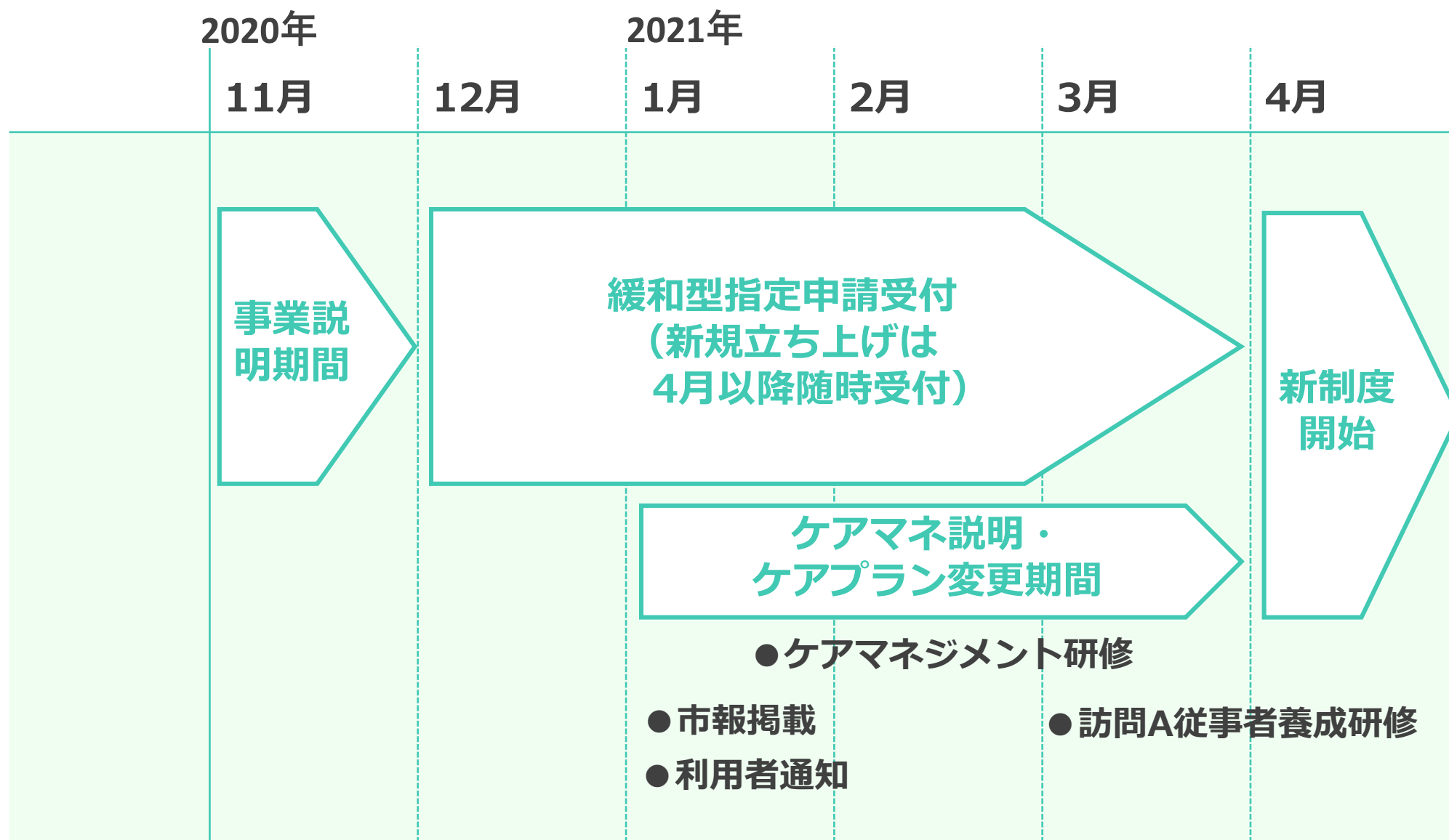
計16,910円

総合事業の
単価弾力化

（国が定める単価によらず、
市の創意工夫で設定可能）

独自加算により
従前以上の報酬も
算定可能

緩和型移行までのスケジュール



緩和型サービスの指定申請について

既に従前型サービスの指定を受けている事業所が
緩和型サービスの指定申請を行う場合、
申請に関する提出書類を簡素化します。

提出書類

- ① 指定申請書
- ② 付表
- ③ 誓約書
- ④ 運営規定
- ⑤ 勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑥ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑦ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表